

国立大学法人九州大学不動産等管理規程

平成16年度九大会規第7号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 4月 1日
(令和6年度九大会規第2号)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大会計規則（平成16年度九大会規第1号。以下「会計規則」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における不動産等の取得、維持、貸付、保存及び運用（以下「管理」という。）並びに処分について、必要な事項を定め、不動産等の適正かつ効率的な管理及び処分を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「部局」及び「部局長」とは、別表に定めるものをいう。

2 この規程において「不動産等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地、建物及び附属設備、構築物及び立木竹
- (2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 借地権、地上権、漁業権その他これらに準ずる権利

3 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 購入、建設、交換受及び寄附等により不動産等を本学の所有とすることをいう。
- (2) 貸付 不動産等を本学以外の者に使用又は収益させることをいう。
- (3) 保存 不動産等の効用を維持し又は権利を保全することをいう。
- (4) 処分 不動産等を譲渡、交換渡、取りこわし及び消滅等により不動産等を本学の支配から離すことをいう。

(借用不動産等)

第3条 本学が借用する不動産等の管理については、この規程を準用する。

(事務の総括等)

第4条 九州大学総長（以下「総長」という。）は、不動産等に関する事務を総括する。

(事務の補助執行)

第5条 総長は、会計規則第4条の規定により、別表のとおり、不動産等の管理及び処分に関する事務を各部局長に補助執行させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の部局の用に供する不動産等の管理及び処分に関する事務で、必要があると認める場合は、関係部局長のうちから、総長が定める部局長に補助執行させるものとする。

3 部局長は、当該事務の全部又は一部を部局の職員に補助執行させることができる。

(部局長の責務)

第6条 部局長は、その補助執行に係る不動産等について、これを良好な状態に維持し、保存し、最も効率的に運用するため、次の各号に掲げる事務の処理に努めなければならない。

- (1) 不動産等の火災の防止に関すること。
- (2) 不動産等の盗難の防止に関すること。
- (3) 電気、ガス、給排水、避雷等の施設の維持に関すること。
- (4) 不動産等監守者（以下「監守者」という。）及び不動産等補助監守者（以下「補助監守者」という。）の指定に関すること。
- (5) 不動産等の監守計画の作成及び実施に関すること。
- (6) 不動産等の適正な使用の確保に関すること。
- (7) 不動産等の有効活用の促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるものを除くほか、不動産等の維持、保存及び運用に係る事務の補助執行に

ついて必要と認める事項に関すること。

2 部局長は、不動産等の管理及び処分を適切に行うため第2条第2項第1号及び同項第4号に規定する不動産等については、口座ごとに標準図面を備えなければならない。

(不動産等の用途の阻害に対する措置及び報告)

第7条 部局長は、当該部局の用に供する不動産等について、教育及び研究に支障をきたすこととなる不動産等の用途及び目的の阻害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、これを是正するため、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 部局長は、前項の事態が生じ、これに対し必要な措置を講じた場合には、速やかに当該事態及び措置の状況について総長に報告しなければならない。

(監守)

第8条 部局長は、その所属する職員のうちから監守者を定め、その補助執行に係る不動産等を監守させなければならない。

2 部局長は、必要があると認めるときは、その所属する職員のうちから補助監守者を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、部局長が必要と認めたときは、他の部局の職員のうちから監守者及び補助監守者を定めることができる。

4 部局長は、当該部局に置かれた役職を指定することにより、その役職にある者を監守者及び補助監守者とすることができる。

5 部局長は、監守者及び補助監守者を定めたとき又は変更したときは、その旨を総長に報告しなければならない。

6 前項の規定は、監守者及び補助監守者の担当区域を変更した場合について準用する。

(監守計画)

第9条 部局長は、その補助執行に係る不動産等の監守については、当該不動産等に関し、区分、種目、位置、面積、建物等の構造及び配置状況並びに監守の事務に従事する職員の数を勘案し、監守区域及び火災防止の措置その他監守の方法等を明らかにした監守計画を定めなければならない。

2 部局長は、監守計画を定めたとき又は変更したときは、速やかにその監守計画を総長に報告しなければならない。

3 総長は、前項の監守計画について、必要があると認めるときは、調整を行うものとする。

(監守者等の責務)

第10条 監守者は、部局長の指揮監督を受け、その担当する不動産等の監守に関し、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 不動産等の利用状況の点検
- (2) 火気使用の箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料、放射性物質等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具、消火栓及び防火用水の点検
- (6) 避雷装置の点検
- (7) 給排水施設の点検
- (8) 屋根及びといのき損状況の点検
- (9) 土地の境界標その他標識類の点検
- (10) その他監守上必要と認める事項

2 補助監守者は、前項に規定する監守者の事務を補助するものとする。

(監守者等の報告)

第11条 監守者及び補助監守者は、前条第1項各号に掲げる事項について、異常を認めたときは、直ちにその状況について部局長に報告しなければならない。

(建物の居住禁止及び特例)

第12条 宿舎、寄宿舎及び外国人教師等の住居（以下「宿舎等」という。）の居住に関しては、

別に定めるところによる。

- 2 部局長は、その補助執行に係る不動産等のうち宿舎等以外のものには、役員及び職員並びにその他の者を居住させてはならない。
- 3 部局長は、前項の不動産等に、管理上職員を居住させる必要があるときは、前項の規定にかかわらず、総長の承認を受けて居住させることができる。
- 4 部局長は、前項の承認を受けて居住させた職員が、当該建物を退去したときは、その旨を総長に報告しなければならない。

(建物の利用状況調査)

第13条 部局長(病院長及び病院事務部長を除く。)は、毎事業年度に、当該部局の用に供する建物(借用不動産を除く。)に係る利用状況について調査を行い、調査結果を別に定める様式により総長に報告しなければならない。

(購入等)

第14条 部局長は、不動産等のうち土地又は建物を購入、建設及び交換受をする必要があるときは、不動産購入等申請書(別記様式第1号)により総長に申請しなければならない。

(寄附)

第15条 部局長は、不動産等の寄附の申出を受けたときは、不動産等寄附受入申請書(別記様式第2号)により総長に申請しなければならない。

(処分)

第16条 部局長は、不動産等のうち国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。)第48条に定める重要な財産に該当するものを処分する必要があるときは、不動産等処分申請書(別記様式第3号)により総長に申請しなければならない。

(担保)

第17条 部局長は、不動産等を担保に供する必要があるときは、不動産等担保申請書(別記様式第4号)により総長に申請しなければならない。

(重要な財産の処分等)

第18条 総長は、不動産等のうち準用通則法第48条に定める重要な財産に該当するものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、法人法第11条第3項の規定により、役員会の議を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第19条 総長は、本学の不動産等について登記原因が発生したときは、速やかに登記のための必要な措置を講じなければならない。

(貸付)

第20条 不動産等は、その本来の用途及び目的を妨げない限度において、別に定めるところにより、本学以外の者に貸し付けることができる。

2 部局長は、その補助執行に係る不動産等を貸し付けようとするときは、別に定めるところにより、総長に申請しなければならない。ただし、貸付期間が6ヶ月を超えない使用に関してはこの限りでない。

3 前項の規定は、貸付期間中に、貸付条件を変更しようとする場合について準用する。

4 不動産等の貸付けについては不動産等貸付台帳を備えなければならない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人法第33条の3の規定により、不動産等のうち土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(以下「土地等」という。)を貸し付ける場合の取扱いについては、「国立大学法人法第三十三条の三に基づく土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準(平成29年2月21日文部科学大臣決定)」によるものとし、法人法第33条の4の規定により、土地等の貸付けに関する計画(以下「貸付計画」という。)を作成する場合の取扱いについては、「国立大学法人法第三十三条の四における貸付計画に係る文部科学大臣の認可基準(令和6年3月26日文部科学大臣決定)」によるものと

する。

6 部局長は、前項の規定により土地等を貸し付け又は貸付計画を作成しようとするときは、総長に申請しなければならない。

7 総長は、前2項の規定により土地等を貸し付け又は貸付計画を作成しようとするときは、法人法第11条第3項の規定により、役員会の議を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(境界査定)

第21条 部局長は、その補助執行に係る土地について、境界査定の必要があると認めるときは、別紙様式により総長に申請しなければならない。

(境界標等の設置)

第22条 部局長は、境界査定が行われたときは、境界線上の重要な箇所に堅固な境界標を、必要と認める箇所に標識を設置しなければならない。

(滅失き損の報告)

第23条 部局長は、その補助執行に係る不動産等を天災その他の事故により滅失又はき損したときは、直ちに当該滅失き損について、総長に報告しなければならない。

(増減の報告)

第24条 部局長は、その補助執行に係る不動産等について、増減があったときは、所定の期日までに総長に報告しなければならない。

(法令による措置)

第25条 部局長は、その補助執行に係る不動産等について、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、海岸法（昭和31年法律第101号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定に基づき、異動を生じ、又は管理上の制限を受けることとなる場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について、総長に報告しなければならない。

- (1) 不動産等台帳記載事項
- (2) 異動又は制限を受けることとなる事由
- (3) 適用法令の条項
- (4) 部局長の意見
- (5) 関係官公署からの文書
- (6) その他参考となる関係事項

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、不動産等の管理及び処分に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大会規第22号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大会規第16号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大会規第3号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大会規第16号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大会規第6号）

この規程は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月2日から適用する。

附 則（平成19年度九大会規第19号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大会規第13号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第7号)
この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第14号)
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第19号)
この規程は、平成21年12月9日から施行する。

附 則 (平成21年度九大会規第25号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第4号)
この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大会規第11号)
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第16号)
この規程は、平成22年8月1日から施行する。ただし、別表の応用知覚研究センターに係る改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第21号)
この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第27号)
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第32号)
この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大会規第37号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の癌幹細胞研究センターに係る改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第2号)
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第4号)
この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第6号)
この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第12号)
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第15号)
この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第20号)
この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大会規第27号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第5号)
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第7号)
この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第9号)
この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第10号)
この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大会規第17号)
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第1号)
この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第7号)
この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第9号)
この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第11号)
この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学不動産等管理規程別表の共進化社会システム創成拠点の項は、平成25年11月19日から適用する。

附 則 (平成25年度九大会規第15号)
この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大会規第19号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大会規第1号)
この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大会規第4号)
この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大会規第8号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大会規第6号)
この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大会規第7号)
この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大会規第8号)
この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大会規第12号)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大会規第5号)
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大会規第12号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大会規第2号)
この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大会規第6号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大会規第5号)
この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大会規第10号)
この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大会規第16号)
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大会規第22号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大会規第3号)
この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大会規第9号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大会規第10号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大会規第6号）
この規程は、令和4年12月22日から施行する。

附 則（令和4年度九大会規第13号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大会規第2号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条・第5条関係）

| 部局 | 部局長 | 不動産等の範囲 |
|-----------|------|--|
| 法務学府 | 学府長 | 法務学府の用に供する不動産等 |
| システム生命科学府 | 学府長 | システム生命科学府の用に供する不動産等 |
| 統合新領域学府 | 学府長 | 統合新領域学府の用に供する不動産等 |
| 人文科学研究院 | 研究院長 | 人文科学府、人文科学研究院及び文学部の用に供する不動産等 |
| 比較社会文化研究院 | 研究院長 | 地球社会統合科学府及び比較社会文化研究院の用に供する不動産等 |
| 人間環境学研究院 | 研究院長 | 人間環境学府及び人間環境学研究院の用に供する不動産等(附属教育研究施設を含む。) |
| 法学研究院 | 研究院長 | 法学府、法学研究院及び法学部の用に供する不動産等 |
| 経済学研究院 | 研究院長 | 経済学府、経済学研究院及び経済学部の用に供する不動産等 |
| 言語文化研究院 | 研究院長 | 言語文化研究院の用に供する不動産等 |
| 理学研究院 | 研究院長 | 理学府、理学研究院及び理学部の用に供する不動産等(附属教育研究施設及び同施設職員宿舎を含む。) |
| 数理学研究院 | 研究院長 | 数理学府及び数理学研究院の用に供する不動産等 |
| 医学研究院 | 研究院長 | 医学系学府、医学研究院及び医学部の用に供する不動産等(附属教育研究施設及び附属図書館医学図書館を含む。) |
| 歯学研究院 | 研究院長 | 歯学府、歯学研究院及び歯学部の用に供する不動産等 |
| 薬学研究院 | 研究院長 | 薬学府、薬学研究院及び薬学部の用に供する不動産等(附属教育研究施設を含む。) |
| 工学研究院 | 研究院長 | 工学府、工学研究院及び工学部の用に供する不動産等(附属教育研究施設を含む。) |
| 芸術工学研究院 | 研究院長 | 芸術工学府、芸術工学研究院及び芸術工学部の用に供する不動産等(附属図書館芸術工学図書館を含む。) |

| | | |
|-----------------------|-------|--|
| システム情報科学研究院 | 研究院長 | システム情報科学府及びシステム情報科学研究院の用に供する不動産等 |
| 総合理工学研究院 | 研究院長 | 総合理工学府及び総合理工学研究院の用に供する不動産等(附属図書館筑紫図書館を含む。) |
| 農学研究院 | 研究院長 | 生物資源環境科学府、農学研究院及び農学部(附属農場及び附属演習林を除く。)の用に供する不動産等(附属教育研究施設及び同施設宿舎を含む。) |
| 基幹教育院 | 教育院長 | 基幹教育院の用に供する不動産等 |
| 高等研究院 | 研究院長 | 高等研究院の用に供する不動産等 |
| 共創学部 | 学部長 | 共創学部の用に供する不動産等 |
| 教育学部 | 学部長 | 教育学部の用に供する不動産等 |
| 生体防御医学研究所 | 所長 | 生体防御医学研究所の用に供する不動産等(附属研究施設を含む。) |
| 応用力学研究所 | 所長 | 応用力学研究所の用に供する不動産等(附属研究施設を含む。) |
| 先導物質化学研究所 | 所長 | 先導物質化学研究所の用に供する不動産等 |
| マス・フォア・インダストリ研究所 | 所長 | マス・フォア・インダストリ研究所の用に供する不動産等 |
| カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 | 所長 | カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の用に供する不動産等 |
| 病院 | 病院長 | 病院の用に供する不動産等(医学部及び附属病院宿舎及び看護師宿舎を含む。) |
| 農学部附属農場 | 農場長 | 農学部附属農場の用に供する不動産等 |
| 農学部附属演習林 | 演習林長 | 農学部附属演習林の用に供する不動産等 |
| 附属図書館 | 館長 | 附属図書館の用に供する不動産等(医学図書館、芸術工学図書館及び筑紫図書館を除く。) |
| 情報基盤研究開発センター | センター長 | 情報基盤研究開発センターの用に供する不動産等 |
| エネルギー研究教育機構 | 機構長 | エネルギー研究教育機構の用に供する不動産等 |

| | | |
|-----------------|---------|---|
| アジア・オセアニア研究教育機構 | 機構長 | アジア・オセアニア研究教育機構の用に供する不動産等 |
| 各学内共同教育研究センター | 各センターの長 | 各学内共同教育研究センターの用に供する不動産等 |
| 伊都診療所 | 所長 | 伊都診療所の用に供する不動産等 |
| 事務局 | 事務局長 | 事務局の用に供する不動産等(他の部局の用に供するもの以外の不動産等を含む。) |
| 人文社会科学系事務部 | 事務部長 | 人文社会科学系事務部の用に供する不動産等 |
| 理学部等事務部 | 事務部長 | 理学部等事務部の用に供する不動産等 |
| 医系学部等事務部 | 事務部長 | 医系学部等事務部の用に供する不動産等 |
| 病院事務部 | 事務部長 | 病院事務部の用に供する不動産等 |
| 工学部等事務部 | 事務部長 | 工学部等事務部の用に供する不動産等 |
| 芸術工学部事務部 | 事務部長 | 芸術工学部事務部の用に供する不動産等 |
| 農学部等事務部 | 事務部長 | 農学部等事務部の用に供する不動産等 |
| 筑紫地区事務部 | 事務部長 | 筑紫地区事務部の用に供する不動産等(筑紫地区の他の部局の用に供するもの以外の不動産等を含む。) |
| 附属図書館事務部 | 事務部長 | 附属図書館事務部の用に供する不動産等 |

別記様式第1-1号

不動産購入等申請書（土地）

年 月 日

九州大学総長 殿

九州大学部局長

以下の不動産を取得したいので申請します。

1. 取得の方法
2. 土地の所在及び地番
3. 取得しようとする事由
4. 取得しようとする土地の明細

| 口座名 | 地 目 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |

5. 相手方の住所及び氏名
住 所
氏 名
6. 取得予定価額
7. 予算額及び経費の支出科目
予 算 額
支 出 科 目
8. 取得予定時期
9. 添付書類
相手方の売渡承諾書（写）
評価調書
民間精通者の不動産鑑定評価書（副本）
契約書（案）
登記簿謄本（写）
10. 添付図面
位置図・案内図・実測図・公図・全体利用計画図

別記様式第1-2号

不動産購入等申請書（建物）

年 月 日

九州大学総長 殿

九州大学部局長

以下の不動産を取得したいので申請します。

1. 取得の方法
2. 取得しようとする建物の所在地
3. 取得しようとする事由
4. 取得しようとする建物の明細

| 口座名 | 構造（細目） | 建物名称 | 数量（㎡） | 備考 |
|-----|--------|------|------------|----|
| | | | ㎡ _____ | |

5. 取得予定価額
6. 予算額及び経費の支出科目
 予算額
 支出科目
7. 取得予定時期
8. 添付図面等
 位置図・配置図・平面図及び建物求積表

不動産等寄附受入申請書

年 月 日

九州大学総長 殿

九州大学部局長

以下の不動産の寄附の申し出があり、受け入れたいので申請します。

1. 受け入れようとする不動産の所在地
2. 不動産の種類
3. 受け入れようとする事由
4. 寄附物件の明細

| 口座名 | 細分(名称) | 数量 | 価格 | 備考 |
|-----|--------|----|----|----|
| | | | | |

5. 寄付者の氏名
6. 寄附受け入れ後に要する予定経費及びその支出科目
7. 受け入れ予定時期
8. 添付書類
寄附申込書
申立書
見積書(写)
仕様書
9. 添付図面
位置図・配置図(・平面図・写真等)

別記様式第3号

不動産等処分申請書

年 月 日

九州大学総長 殿

部局長名

下記の不動産を処分したいので申請します。

| | |
|-----------|--|
| 1. 口座名 | |
| 2. 不動産の種類 | |
| 3. 所在地 | |
| 4. 数量 | |
| 5. 種目 | |
| 6. 資産価額 | |
| 7. 相手方 | |
| 8. 処分時期 | |
| 9. 処分方法 | |
| 10. 処分の理由 | |

*添付書類 位置図・案内図・写真・固定資産台帳

別記様式第4号

不動産等担保申請書

年 月 日

九州大学総長 殿

部局長名

下記の不動産を担保に供したいので申請します。

| | |
|--------------|--|
| 1. 口座名 | |
| 2. 不動産の種類 | |
| 3. 所在地 | |
| 4. 数量 | |
| 5. 種目 | |
| 6. 担保の種類 | |
| 7. 担保権利者 | |
| 8. 担保額 | |
| 9. 設定時期 | |
| 10. 担保に供する理由 | |

*添付書類 位置図・案内図・写真・固定資産台帳